

# 豊田市 働き方改革アドバイザー・講師派遣事業要領

## 1 目的

専門的知識を有するアドバイザーや講師の派遣を通し、従業員の仕事と生活の充実と事業所の発展を、一体的に進める働き方改革に取り組む事業所を支援する。

## 2 派遣対象となる働き方改革の取組

- (1) 働き方改革関連法、労働関係法令等の遵守に関する取組
- (2) 労働時間の削減、休暇の取得促進等に関する取組
- (3) 多様な就業、雇用形態の導入・拡充に関する取組
- (4) 仕事と育児や介護、病気治療などとの両立に関する取組
- (5) 人事評価、給与・賃金、同一労働同一賃金などに関する取組
- (6) 従業員のやりがい、満足度の向上に関する取組
- (7) 各種ハラスメント防止対策に関する取組
- (8) 心身の健康の保持、増進に関する取組
- (9) 人材育成、能力開発に関する取組
- (10) 女性、シニア、障がい者、外国人など、多様な人材の雇用や就業環境の整備に関する取組
- (11) 生産性の向上に関する取組
- (12) 職場風土の改善、経営層や管理職、従業員の意識改革などに関する取組
- (13) 上記の取組について各種助成金の活用
- (14) その他、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組

## 3 派遣種別

### (1) アドバイザー派遣

【内 容】派遣対象となる働き方改革の取組について、助言を行うため有識者を派遣

【派遣先】上記2の取組を進めようとしている市内の事業所（※1）

### (2) 講師派遣

【内 容】派遣対象となる働き方改革の取組に関する研修会等へ講師を派遣

【派遣先】上記2の取組を進めようとしている市内の事業所（※1）、労働組合、市内の事業所で組織した団体又はその市が認めた団体（以下「事業所等」という。）とし、複数人が参加する事業とする。

（※1）対象となる事業所は、雇用関係が存在すれば、事業所の組織形態は問わない。ただし、事業所のうち、企業については、中小企業者（中小企業基本法第2条の規定）に限る。

#### 4 実施方法

- (1) 派遣を希望する事業所等は、原則として派遣希望日の2週間前までに「豊田市働き方改革アドバイザー・講師派遣事業申請書」（様式第1号）を市に提出、又は電話により申請に必要な情報を市に伝え申請するものとする。
- (2) 市は、申請に対し予算の範囲内で派遣の可否を決定し、事業所等の要望を勘案した上でアドバイザー又は講師の選定・依頼をし、その結果を事業所等に通知する。
- (3) 事業所等が要請し、市長が認めた場合はアドバイザー派遣についてはオンライン、講師派遣についてはオンライン又は動画の提供により実施することがある。
- (4) 派遣制度を利用する事業所等は、派遣終了後、2週間以内に「豊田市働き方改革アドバイザー・講師派遣事業実施結果報告書」（様式第2号）を市に提出するものとする。
- (5) 依頼を受けたアドバイザー又は講師は、活動終了後、2週間以内に「豊田市働き方改革アドバイザー・講師派遣事業 活動報告書」（様式第3号）を市に提出するものとする。
- (6) 事業所等において計画の変更が生じた場合は、速やかに市に連絡し対応を協議することとする。

#### 5 そのほか

- (1) 事業所等への派遣は、原則として1回につき、アドバイザー又は講師1名、4時間以内（移動時間は含まない）とする。
- (2) 派遣する時間は、曜日を問わず原則として午前8時から午後9時までの間とする。
- (3) 申請する事業は、年度内に実施のものとする。
- (4) 同一の事業所等への派遣は、合わせて8時間までとする。
- (5) アドバイザー又は講師の選定は市の決定によるものとする。